

UAゼンセン

ノテユニオンNEWS 号外

URL : <https://note-union.jp/>

No. 236 /ノテユニオンニュース

発行日 2024. 4. 30

発行責任者 佐藤 歓太

UAゼンセン ノテユニオン

住所: 〒062-0020

札幌市豊平区月寒中央通10丁目6-34

壺屋月寒ビル

TEL:011-859-1231 FAX:011-859-1232

E-mail: noteunion@note.or.jp

2024年労働条件改善交渉報告

1. 第1回団体交渉

第1回労働条件改善交渉を開催しました。組合からの要求案についての説明を行いました。

日時：2024年4月9日（火）19:00～20:30

場所：法人本部 3階

参加者：【組合】佐藤委員長・成田副委員長・松長副委員長
品田副委員長・山崎書記長・伊藤副書記長（リモート）
桐山副書記長

【法人】野崎理事・荒木理事・大西理事・松本部長

賃金に対する要求では法人から、処遇改善手当について現在複数あるが今後の介護報酬の制度設計に沿って、一本化していくことも考えている。

ベースアップか手当か一時金での改善か執行役員会でも検討していきたいと考えているが、法人としても職員の処遇改善は大切と考えているので正職員を中心として賃金確保を優先として考えていきたいと話があった。

2月からの補助事業については介護職員の処遇改善手当Eとして6,000円の手当として処遇していきたい。介護職以外の契約・パート職員については令和5年度の業績をみて回答し、手当ではなく賞与として支払いをしていきたいと話があった。

独自要求について、公休数の統一についてはゆくゆく目標として労使での共通認識としていきたいことの説明があった。

また、ドライブレコーダーの設置状況、今後の予定について尋ねたところ、公用車の半数に設置が完了しているが、残りの台数についても設置を順番に勧めていきたいとの回答だった。

2. 第2回団体交渉

第2回労働条件交渉を開催しました。法人の「2023年度の活動収支」の説明とノテユニオン独自の要求事項に対して回答がありました。

日時：2024年4月25日（木）19:00～20:00

場所：法人本部3階

参加者：【組合】佐藤委員長・成田副委員長・松長副委員長
品田副委員長・山下副委員長・山崎書記長
伊藤副書記長（リモート）・桐山副書記長

【法人】皆川常務理事・野崎理事・荒木理事・松本部長

3. 回答について

交渉に対する基本方針について【法人：野崎理事】

ノテ福祉会の福祉事業においては、サービス活動収益が予算対比100%となったが、サービス活動費用が103%となり、支出が上回ったことで経常増減差額が当初予算を多く下回り、予算対比44.4%となった。病院事業では、稼働率が上がりきらず、サービス活動収益が予算対比85.6%に留まるなか、サービス活動費用が99.4%となったため、経常増減差額で約1億7,000万円の赤字となっている。また、日本介護事業団についても、約8,000万円の黒字となっているが、これも当初予算の見込みをおよそ3,800万円下回っている状況である。

好調だった上期に対して、コロナ10波やインフルエンザの流行、世界情勢等が影響した諸物価の高騰により、下期において業績が伸び悩んだ結果であり、ノテ福祉会と日本介護事業団の決算見込みが当初予算から大幅な下方修正となっていることを共通認識としたい。

収入が介護報酬、診療報酬、総合支援法による自立支援給付など、公定の料金体系に縛られる一方、物価高騰の中、事業に要する費用は全ての項目で上昇しており、経営の安定のためには労使が一体となって加算の取りこぼし防止、聖域なきコストカットに全力で取り組むことが不可欠であることを理解願いたい。

今回の労働条件改善要求に対しては、そのために必要となる費用の増加額を明確にした上で、相当する財源の創出もしくは費用の縮減が必須となることを労使共通の認識としたうえで今後の交渉をしていきたい。

賃金改定・一時金の要求について【法人：野崎理事】

グループ法人間で格差を生じさせずに給与水準の維持ではなく向上を目指すことを第一の目標とする。昨年11月の閣議決定を受けて、介護職員の収入の2%引き上げを目指し、令和6年2月から実施されることとなった「介護職員処遇改善支援事業」や6月以降に予定されている処遇改善加算の見直しなど、処遇改善に活用可能な新たな財政支援策の動向などを見据えながら、今後の交渉に当たっていききたい。

ノテユニオン独自の要求事項について【法人：野崎理事】

要 求	回 答
公休数の統一についての要求	<p>現状で、法人内で複数の公休数が併存する状況であり、公休数の統一を求める声が強いことは十分認識。</p> <p>一方で、適切なサービスを当法人が責任をもって提供し続けるためには、マンパワーの確保が不可欠であり、安易に公休数の増加・統一が困難であることは理解願いたい。</p> <p>法人としては、令和6年度以降3年間において、5億円を超える投資を行い、介護のICT機器であるケアカルテをはじめ、眠りスキャン、インカムや介護リフトなどを積極的に導入し、業務省力化を推し進めることとしているところであり、労使一体となって推進を図ることにより、その成果を公休数の統一に向け活かしていくこととしたい。</p>
車両事故による損害の職員負担軽減に関する要求	<p>「車両管理規程」の改正により、令和5年度から、車両事故に係る職員負担の上限額を常勤職員5万円（据え置き）パート職員2万円に改定したところ。</p> <p>また、事故発生の原因等を検証できるようにするため、法人車両のドライブレコーダーの設置を計画的に進めることとしている。令和6年4月現在、法人の管理する車両全268台のうち、194台（72.3%）においてドライブレコーダーの設置が完了している。74台の未設置車両についても、遅くとも6月中には取り付けたいと考えている。</p> <p>これまでも事故発生の状況によっては、個別の発議により職員に対する負担の減免等を行ってきているところであるが、事故の発生要因等を労使が協働しながら検証する協議会の設置について、前向きに検討することとしたい。</p>

要 求	回 答
定年の延長についての要求	<p>老齢年金の65歳支給開始など、定年後の安定した生活維持のための就労機会の確保が喫緊の課題であり、同時により良いサービスの安定的な提供のためには経験に裏付けられたシニア層の活用が不可欠であることは十分に認識している。</p> <p>要求にある正職員65歳、嘱託職員70歳までの定年延長について、法人としても前向きに検討することとしたい。</p>
エリアB採用職員の前歴換算についての要求	<p>施設や事業所の増加に合わせて他法人からの中途採用者が急増しているという状況を踏まえ、人材確保の円滑化を図る観点から、これまで採用時の前歴換算の規程がなかったエリアBの正職員についても、経験と実績等から適当と考えられる方については、前歴加算を行うことができるよう既に改正を行っている。</p> <p>ただし、前歴加算を行うのは、現在働いているエリアB職員と今後入職するエリアB職員の処遇に大きく差がでることがないように、リーダー職や管理者候補者など特別な場合で、必ず人材開発室長である皆川常務への合議を必要とする。</p>

4. 2023年冬期一時金追加要求への返答

2023年冬期一時金追加要求の介護職以外の契約職員及びパート職員への一時金要求について以下のように回答が出されました。

対 象	要 求	回 答
介護職以外の契約職員 (看護職含む)	50,000円	24,000円 (日本医療大学病院勤務職員は除外)
パート職員 (30時間未満契約)	30,000円	18,000円 (日本医療大学病院勤務職員は除外)
パート職員 (20時間未満契約)	20,000円	12,000円 (日本医療大学病院勤務職員は除外)
支給日	6月10日 一時金として支給	

日本医療大学病院勤務職員の除外の理由は下記のとおりと説明がありました。

- ①ノテ福祉会・日本介護事業団とも通年の数字が不調となったため、財源を令和6年2月から始まった介護職員処遇改善の補助事業を財源としている。
- ②病院で働く職員の処遇改善については、別建ての補助事業が実施されており、また、6月の診療報酬改定により病院で働く全職種を対象とする処遇改善が予定されていることから、今回の一時金の対象外とした。

5. 組合から

賃金改定・一時金の要求についての方針で給与水準の向上を目指すことを目的とする、という回答をもらえたことはありがたいと思っている。法人が物価・燃料高騰などで経費が掛かり増して数字が悪化したように、組合員の生活も同じように苦しくなっている。このまま働いても生活が楽にならないため、ここでは働いていけない、とならないよう、組合員の処遇を良くしてもらおう、どうかお願いしたい。

公休数の統一に向けて、リフト導入・ICT化を導入していくことは安全衛生上でもよいと思う。組合としても現場の意見を集めるなど、より良い運用にむけて前向きに協力していきたい。

ドライブレコーダーについても、事故原因の客観的な検証だけでなく、運転業務を行う職員の安全に直接作用するものだと考えるのでなるべく早く全車両への設置を行うよう、強く要望する。

6. 次回団体交渉について

日時：2024年4月8日（水）19：00～

場所：法人本部 3階

内容：賃金以外の回答に対する組合員意見集約結果について

今回の回答はあくまで一次回答です。組合として皆様の意見を集約し、法人に回答を行いたいと思いますので、以上の内容に関してぜひとも皆様のご意見を下さい。よろしくお願いします！

F A X 011-859-1232 電話 011-859-1231

電子メール noteunion@note.or.jp

締切 5月5日(日)まで

事業所名	
------	--